

1. 市庁舎整備方針調査の目的

(1) 市庁舎整備方針調査の目的

現在の田辺市庁舎（行政局庁舎等を除く。）は、市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）及び田辺市民総合センター（以下これらを「庁舎等」という。）の2か所に分散しているが、両庁舎とも昭和56年に導入された新耐震基準を満たしておらず、またM9.1の地震による津波で4.0m前後浸水することが予測されており、市民はもとより職員の安全・安心が十分でない現状にある。

また、本庁舎は、築後45年が経過し、電気、給排水など、設備全体の老朽化が進むとともに、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリーや、ユニバーサルデザイン（誰にでも使いやすい設計）などに対応した十分な施設整備がされていない状況である。

市庁舎が備えるべき基本機能は、行政機能、議会機能、市民利用機能、危機管理機能であるが、とりわけ安全・安心を支える防災機能をはじめ個人情報保護も含めた危機管理機能の強化充実が喫緊の課題となっている。

以上を踏まえ、本業務は、耐震基準不足をはじめとする多くの課題を有する庁舎等について、耐震性や安全性といった市庁舎としての基本機能の再整備を図り、市民に対して安全・安心を提供する庁舎の整備について検討するための基礎資料となるものを作成することを目的とする。

なお、他市における検討事例等も参考にしながら、以下のA～Cまでの手法による整備について検討資料を作成するものとする。

A案：耐震改修

庁舎等の耐震改修を行い、安全性を高めた上で庁舎等を継続使用するもので、工法によって次の3種類を検討する。

A - 1案：耐震補強工法案

A - 2案：基礎免震工法案

A - 3案：柱頭免震工法案

B案：現地建替

現在2か所に分散している庁舎等について、両方の機能を持つ建物を、いずれかの敷地に新築する。

この場合、仮設庁舎を建設し、一時移転することにより現況建物を解体撤去し、新庁舎を建設する。

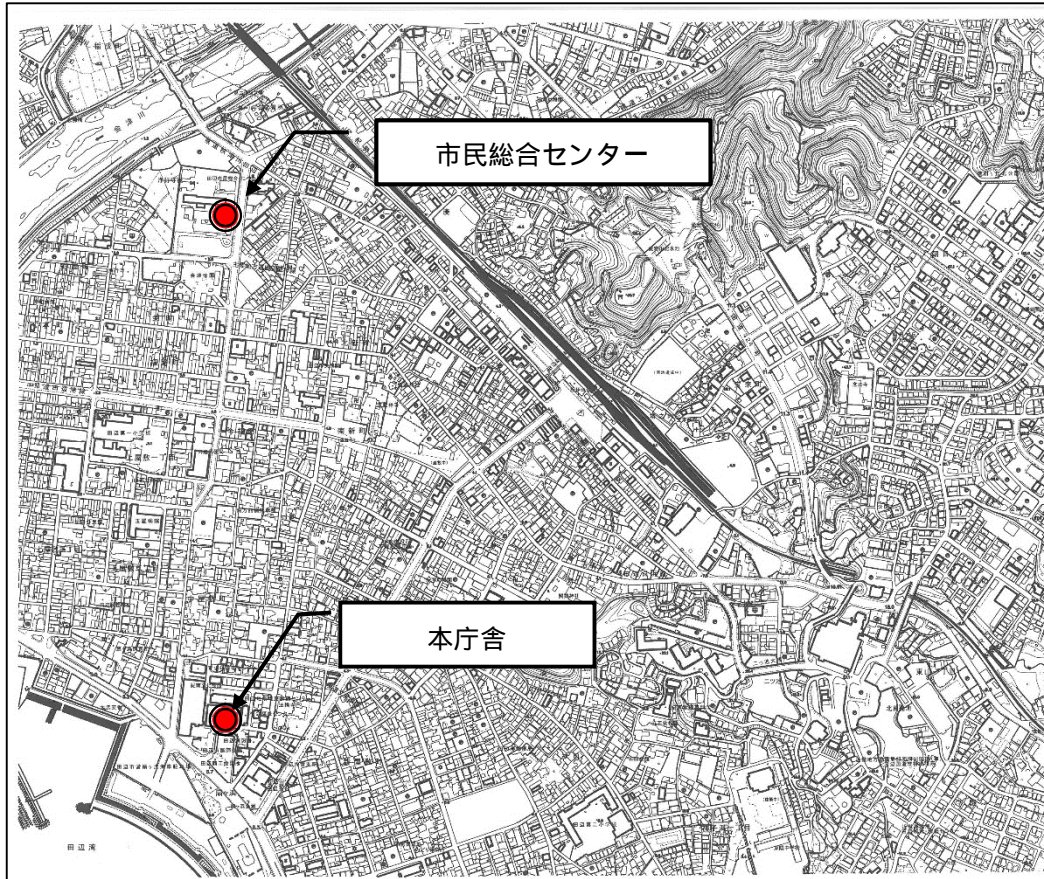
C案：移転新築

現在2か所に分散している庁舎等の両方の機能を持つ建物を、別の場所に新築する。

(2) 庁舎等の位置及び市の概要

庁舎等の位置

田辺市庁舎は本庁舎と市民総合センターの2つに分散しており、その位置は下図のとおりである。



【庁舎の概要】

建物概要	本庁舎	市民総合センター	
		北棟	南棟
所在地	田辺市新屋敷町1番地	田辺市高雄一丁目23番1号	
建築年	昭和45年	昭和45年	昭和47年
築年数	45年	45年	43年
耐用年数	50年	50年	50年
都市計画	商業地域	第1種住居地域	
容積率/建蔽率	400%/80%	200%/60%	
敷地面積	14,753㎡	15,174㎡	
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地上5階建て	地上4階建て	地上2階建て
建築面積	1,274㎡	867㎡	2,767㎡
延床面積	6,427㎡	3,484㎡	4,175㎡

注) 1 築年数の基準年は、平成27年とする。

注) 2 市民総合センター南棟の建築面積及び延床面積は、附属建物等を含む面積。

田辺市の概要

1) 位置

田辺市は、紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置し、東西約 45 k m、南北約 46 k m、総面積約 1,026.91k m²の市である。

海岸部に沿って J R 紀勢本線が通っており、J R 紀伊田辺駅から大阪市内までの所要時間は約 2 時間、南紀白浜空港から東京国際空港（羽田空港）まで約 1 時間となっており、また、平成 19 年に近畿自動車道紀勢線の南紀田辺インターチェンジが開通したことにより、京阪神地域・関西国際空港まで車で約 2 時間と、大都市への交通の便が向上しているところである。



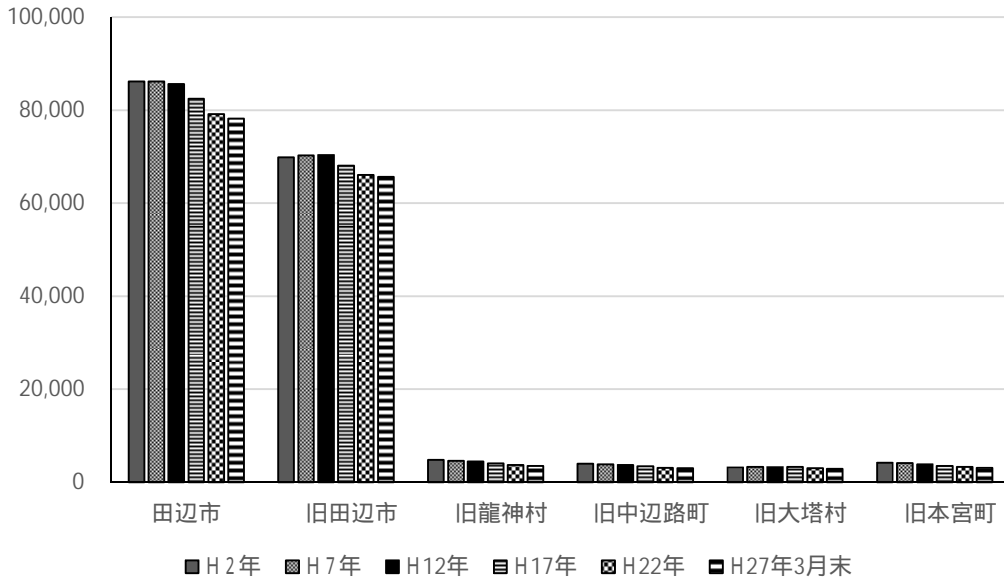
(資料：田辺市都市計画マスタープランに加筆)

2) 人口・世帯

田辺市の人口は、78,168人(平成27年3月末現在 住民基本台帳人口)で、平成7年以降人口減少傾向が続いている。特に、旧龍神村、旧中辺路町及び旧本宮町の人口減少が著しい。

旧田辺市は、平成12年の人口は70,360人であったが、以後5年ごとに人口が約2,000人ずつ減少している。

【人口の推移】



		H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年3月末
田辺市(合計)	人口	86,143	86,159	85,646	82,499	79,119	78,168
	指数	100	100	99	96	96	-
旧田辺市	人口	69,859	70,246	70,360	68,117	66,093	65,672
	指数	100	101	100	97	97	-
旧龍神村	人口	4,847	4,642	4,461	4,103	3,719	3,559
	指数	100	96	96	92	91	-
旧中辺路町	人口	4,027	3,863	3,710	3,450	3,040	2,986
	指数	100	96	96	93	88	-
旧大塔村	人口	3,181	3,285	3,246	3,259	3,032	2,883
	指数	100	103	99	100	93	-
旧本宮町	人口	4,229	4,123	3,869	3,570	3,235	3,068
	指数	100	97	94	92	91	-

(出典: 各年国勢調査、平成27年は住民基本台帳H27年3月末の人口)

【世帯数の推移】

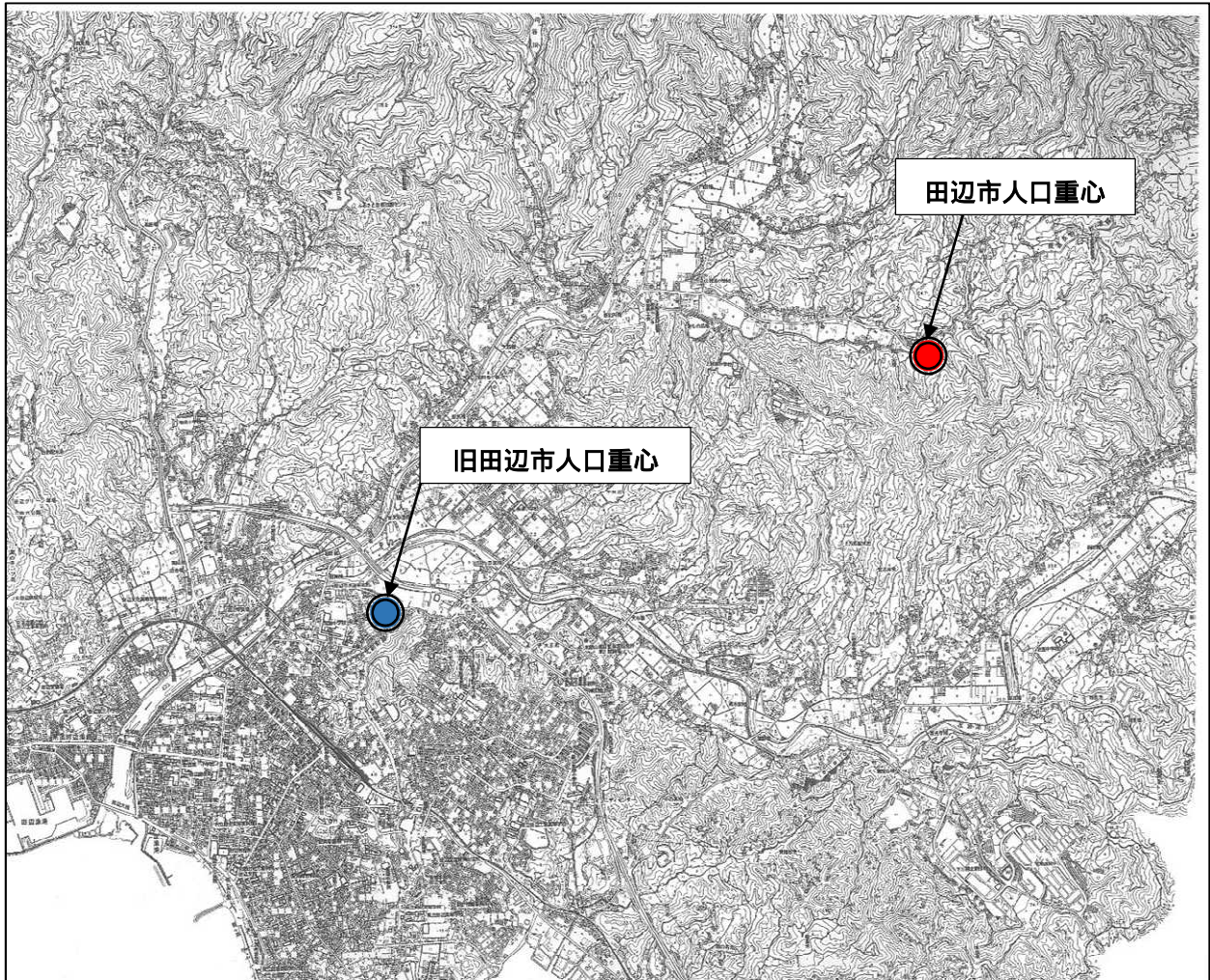
		H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年3月末
田辺市(合計)	人口	86,143	86,159	85,646	82,499	79,119	78,168
	世帯	29,133	31,033	32,459	32,643	32,693	35,740
	世帯規模	2.96	2.78	2.64	2.53	2.42	2.19
旧田辺市	人口	69,859	70,246	70,360	68,117	66,093	65,672
	世帯	23,057	24,873	26,320	26,652	27,019	29,434
	世帯規模	3.03	2.82	2.67	2.56	2.45	2.23
旧龍神村	人口	4,847	4,642	4,461	4,103	3,719	3,559
	世帯	1,627	1,669	1,635	1,605	1,527	1,666
	世帯規模	2.98	2.78	2.73	2.56	2.44	2.14
旧中辺路町	人口	4,027	3,863	3,710	3,450	3,040	2,986
	世帯	1,549	1,520	1,529	1,498	1,386	1,603
	世帯規模	2.60	2.54	2.43	2.30	2.19	1.86
旧大塔村	人口	3,181	3,285	3,246	3,259	3,032	2,883
	世帯	1,169	1,217	1,250	1,261	1,232	1,419
	世帯規模	2.72	2.70	2.60	2.58	2.46	2.03
旧本宮町	人口	4,229	4,123	3,869	3,570	3,235	3,068
	世帯	1,731	1,754	1,725	1,627	1,529	1,618
	世帯規模	2.44	2.35	2.24	2.19	2.12	1.90

(出典: 各年国勢調査、平成27年は住民基本台帳H27年3月末の人口・世帯)

3) 人口重心

平成 22 年国勢調査に基づく田辺市の人口重心は、市街地から大きく離れた田辺市上秋津地先にある。

ちなみに合併前の旧田辺市の人口重心は、田辺市下万呂のホームセンター辺りにあり、都市計画区域のうち用途地域内にある。



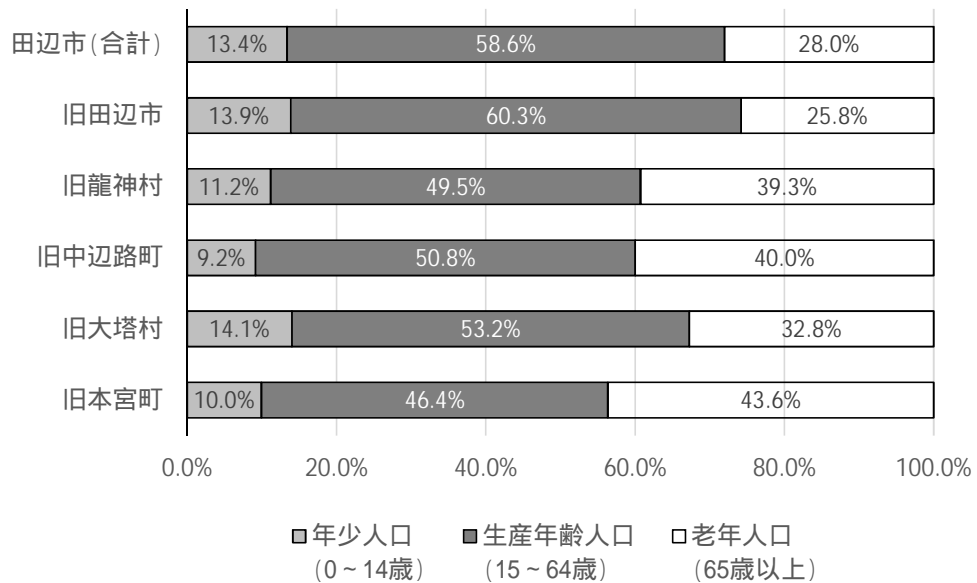
【人口重心の求め方】

市区町村の人口重心は、基本単位区ごとの人口という重みが基本単位区ごとの面積の中心点(経度、緯度)に集中荷重としてかかると仮定して、全体がバランスする地点(緯度、経度)を算出して求めるものである。

4) 年齢3区分別人口比

平成22年国勢調査に基づく年齢3区分で高齢化率をみると、旧本宮町、旧中辺路町で40%以上、旧龍神村、旧大塔村で30%を超えており、旧田辺市のみ20%台となっている。

生産年齢人口比率は旧田辺市が58.9%と最も高く、次いで旧大塔村が53.5%となっており、年少人口比も旧田辺市が12.9%と最も高く、次いで旧大塔村が12.5%と続いており、他の旧町村は10%以下となっている。



	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
田辺市(合計)	13.4%	58.6%	28.0%
旧田辺市	13.9%	60.3%	25.8%
旧龍神村	11.2%	49.5%	39.3%
旧中辺路町	9.2%	50.8%	40.0%
旧大塔村	14.1%	53.2%	32.8%
旧本宮町	10.0%	46.4%	43.6%

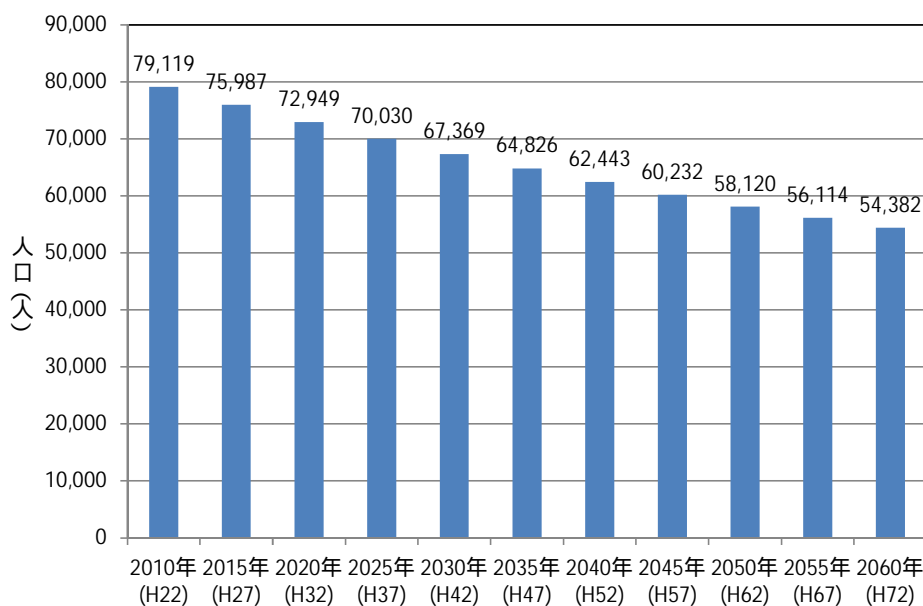
(出典:平成22年国勢調査)

5) 将来人口推計

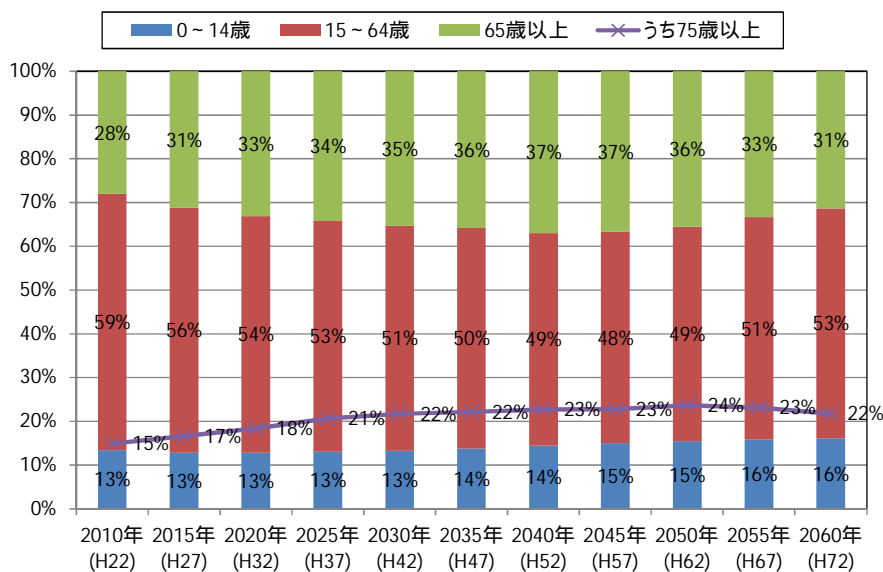
本市が策定した人口ビジョンにおける2060年(平成72年)までの将来人口推計は、下図のとおりである。

2010年(平成22年)から2060年(平成72年)までの50年間で、総人口は約31%の減少となる。年齢3区分で見ると、年少人口比率は13%から16%に、老年人口は28%から31%に増え、生産年齢は59%から53%に減少する。とりわけ75歳以上人口比率は15%から22%に増加する。

【将来人口推計】



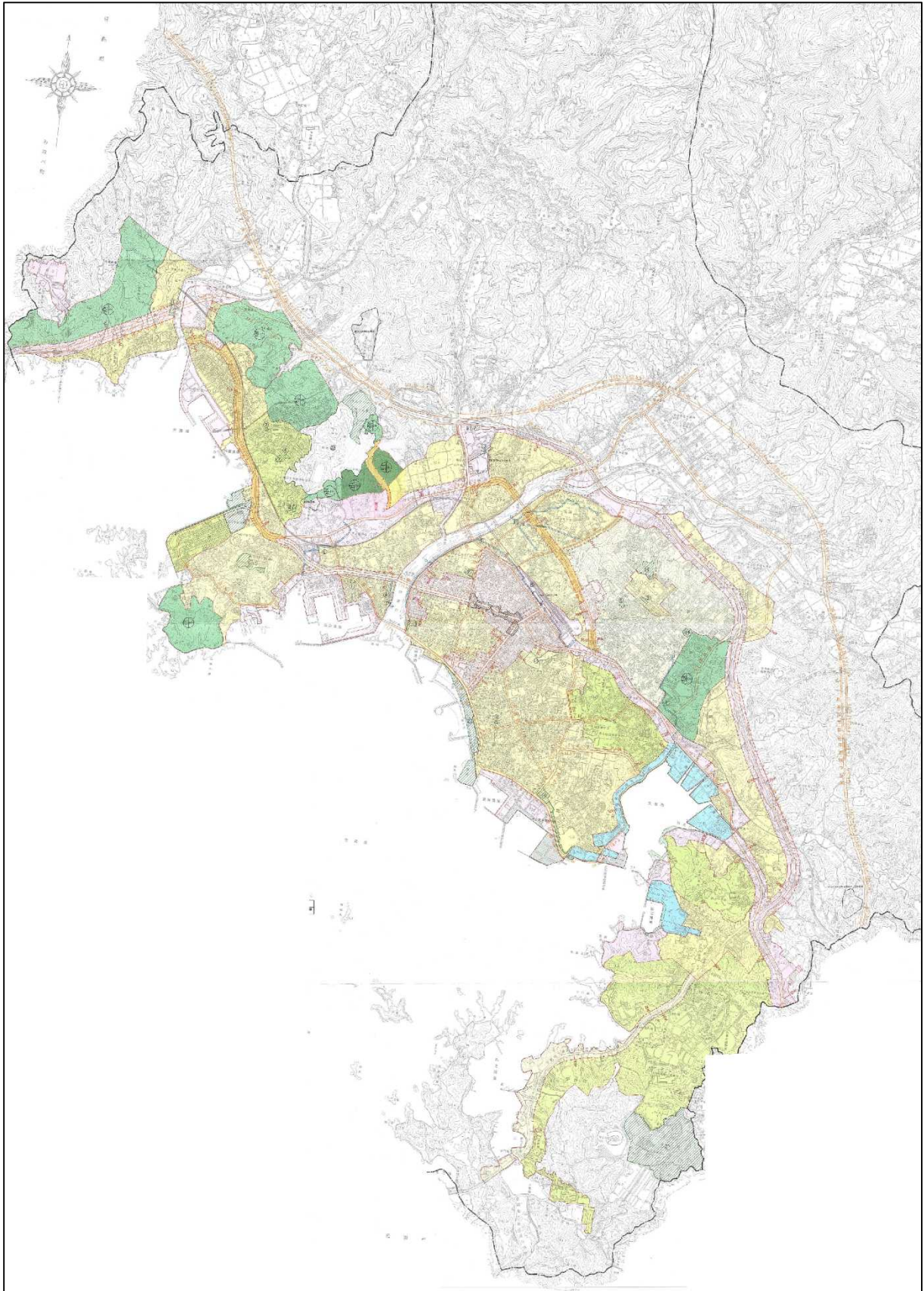
【年齢3区分別人口比率】



注)

6) 都市計画

田辺市都市計画区域は、旧田辺市で設定されており、非線引き都市計画区域で、下図のとおり用途地域が設定されている。



(資料：田辺都市計画用途地域図)

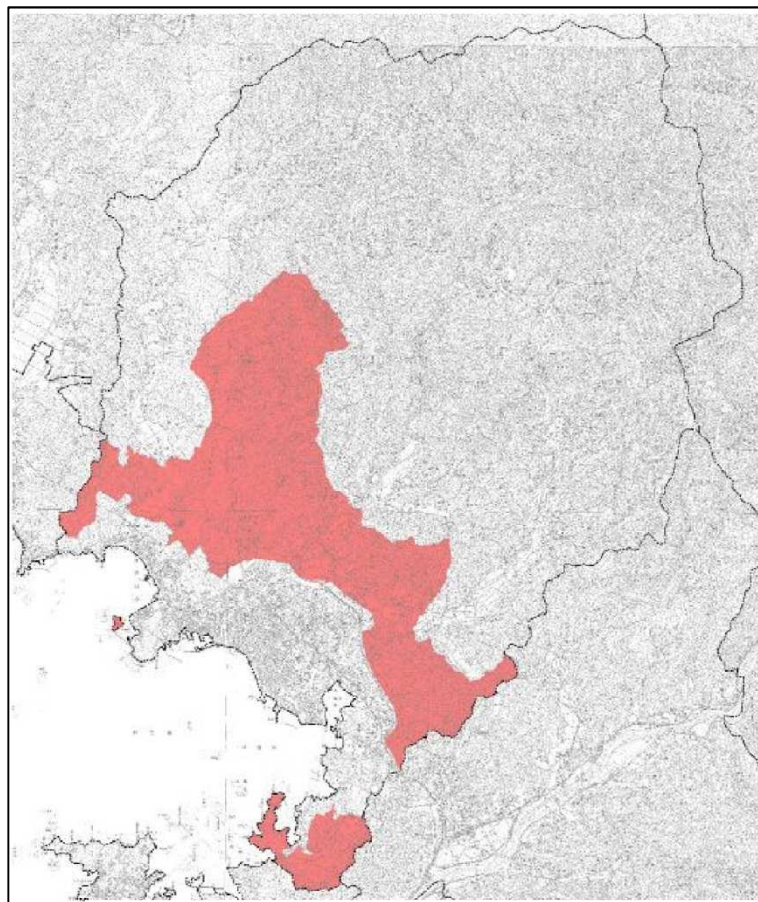
用途地域の指定のない区域における建築規制

田辺市における都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域における建蔽率、容積率の指定は、下表のとおりである。

【建築規制】

指定する区域	建蔽率	容積率	道路境界線からの距離に乗ずる数値	隣地境界線からの距離に乗ずる数値
田辺都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域全域	60%	200%	1.25	1.25

【用途地域の指定のない区域（都市計画区域内）】

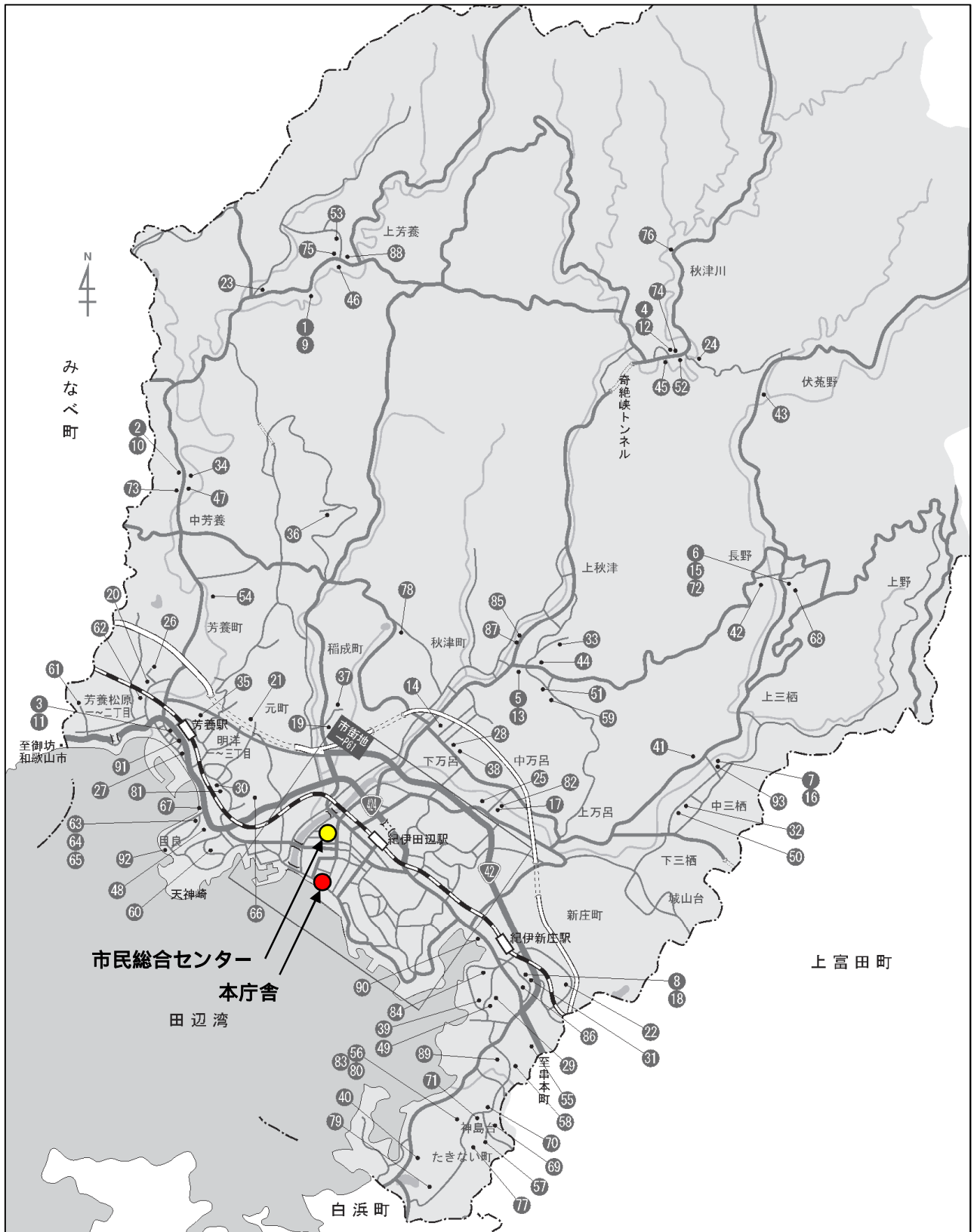


（出典：県土整備部都市住宅局都市政策課HP）

注) ■ は、田辺都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域を示す。

7) 公共施設配置

旧田辺地域における公共施設の配置状況は、下図のとおりである。



(出典：田辺市暮らしの便利帳)

施設名

電話番号

市役所（支所・連絡所）

- ① 上芳養連絡所
- ② 中芳養連絡所
- ③ 芳養連絡所
- ④ 秋津川連絡所
- ⑤ 上秋津連絡所
- ⑥ 長野連絡所
- ⑦ 三栖連絡所
- ⑧ 新庄連絡所

公民館等

- ⑨ 上芳養公民館
- ⑩ 中芳養公民館
- ⑪ 芳養公民館
- ⑫ 秋津川公民館
- ⑬ 上秋津公民館
- ⑭ 秋津公民館
- ⑮ 長野公民館
- ⑯ 三栖公民館（コミュニティセンター）
- ⑰ 万呂公民館（コミュニティセンター）
- ⑱ 新庄公民館
- ⑲ 稲成公民館

児童館

- ⑳ 芳養児童センター

その他施設

- ㉑ 田辺市ごみ処理場
- ㉒ 清浄館（田辺市周辺衛生施設組合）

教育施設

- ㉓ 日向保育所
- ㉔ 秋津川保育所
- ㉕ まろみ保育所
- ㉖ はやざと保育所
- ㉗ 芳養保育所（私立）
- ㉘ 会津保育所（私立）
- ㉙ わんぱく保育所（私立）
- ㉚ こどものへや保育園（私立）
- ㉛ 新庄幼稚園
- ㉜ 三栖幼稚園
- ㉝ 上秋津幼稚園
- ㉞ 中芳養幼稚園
- ㉟ 芳養小学校
- ㊱ 大坊小学校
- ㊲ 稲成小学校
- ㊳ 会津小学校
- ㊴ 新庄小学校
- ㊵ 新庄第二小学校
- ㊶ 三栖小学校
- ㊷ 長野小学校
- ㊸ 伏菟野小学校
- ㊹ 上秋津小学校
- ㊺ 秋津川小学校
- ㊻ 上芳養小学校
- ㊼ 中芳養小学校
- ㊽ 明洋中学校
- ㊾ 新庄中学校
- ㊿ 衣笠中学校
- ㉑ 上秋津中学校
- ㉒ 秋津川中学校
- ㉓ 上芳養中学校
- ㉔ 中芳養中学校
- ㉕ 田辺産業技術専門学院

文化施設

- ⑤⑥ 県立紀南図書館
- ⑤⑦ 市立美術館

体育施設

- ⑤⑧ 神島台運動場
- ⑤⑨ 若もの広場
- ⑤⑩ 天神運動場
- ⑤⑪ 田辺市体育センター
- ⑤⑫ 芳養テニスコート
- ⑤⑬ 市立武道館
- ⑤⑭ 市立弓道場
- ⑤⑮ 目良多目的グラウンド
- ⑤⑯ 田辺スポーツパーク
- ⑤⑰ 南紀海洋スポーツ施設
- ⑤⑱ 長野体育館

福祉施設

- ⑤⑲ 高齢者複合福祉施設 たきの里

病院・診療所

- ⑤⑳ 南和歌山医療センター
- ⑤㉑ 紀南こころの医療センター
- ⑤㉒ 長野診療所
- ⑤㉓ 中芳養診療所
- ⑤㉔ 秋津川診療所
- ⑤㉕ 上芳養診療所

観光関連施設

- ⑤㉖ 道の駅 紀州備長炭記念公園
- ⑤㉗ 新庄総合公園
- ⑤㉘ ふるさと自然公園センター
- ⑤㉙ 内之浦干潟親水公園

国・県機関等

- ⑤㉚ 県立情報交流センターBig・U
- ⑤㉛ 田辺労働基準監督署
- ⑤㉜ 運転免許第二試験場
- ⑤㉝ 紀南児童相談所
- ⑤㉞ 和歌山森林管理署
- ⑤㉟ 上秋津警察官駐在所
- ⑥① 新庄警察官駐在所
- ⑥② 上秋津郵便局
- ⑥③ 上芳養郵便局
- ⑥④ 田辺神島台郵便局
- ⑥⑤ 田辺新庄郵便局
- ⑥⑥ 田辺芳養郵便局
- ⑥⑦ 田辺目良郵便局
- ⑥⑧ 三栖郵便局

【市街地拡大図】



施設名

市役所

- ① 市役所本庁舎
- ② 市民総合センター

公民館等

- ③ 中央公民館
- ④ 中部公民館
- ⑤ 東部公民館
- ⑥ 西部センター
- ⑦ 南部センター
- ⑧ ひがし公民館 (コミュニティセンター)
- ⑨ 稲成公民館 (中央公民館)

児童館

- ⑩ 末広児童館
- ⑪ 天神児童館

消防署

- ⑫ 田辺市消防本部・田辺消防署
- ⑬ 田辺消防署 扇ヶ浜分署

その他施設

- ⑭ 田辺市水道部
- ⑮ 田辺市畜場

教育施設

- ⑯ 牟婁保育所
- ⑰ みどり保育所
- ⑱ 稲成保育所
- ⑲ もとまち保育所 (地域子育て支援センター愛あい)
- ⑳ いずみ保育園 (私立)
- ㉑ 扇ヶ浜保育所 (私立)
- ㉒ あゆみ保育所 (私立)
- ㉓ うえのやま学園認定こども園 (私立)
- ㉔ 紀南幼稚園 (私立)
- ㉕ シオン幼稚園 (私立)
- ㉖ 昭和幼稚園 (私立)
- ㉗ 立正学園認定こども園 (私立)
- ㉘ ファミリーサポートセンターきつぱーく
- ㉙ 田辺第一小学校
- ㉚ 田辺第二小学校
- ㉛ 田辺第三小学校
- ㉜ 田辺東部小学校
- ㉝ 東陽中学校
- ㉞ 高雄中学校
- ㉟ 県立田辺中学校・田辺高等学校
- ㊱ 県立神島高等学校
- ㊲ 県立田辺工業高等学校
- ㊳ 県立南紀高等学校

文化施設

- ㊴ 紀南文化会館
- ㊵ 田辺市文化交流センター「たなべる」市立図書館
- 田辺歴史民俗資料館
- ㊶ 田辺市教育研究所
- ㊷ 南方熊楠顕彰館

体育施設

- ㊸ わかしおテニスコート
- ㊹ もりいこいの広場(テニスコート、プール)
- ㊺ 文里運動広場
- ㊻ 文里多目的グラウンド
- ㊼ 文里芝グラウンド

福祉施設

- ㊽ 松風荘
- ㊾ やすら荘
- ㊿ シルバー人材センター

病院・診療所

- ① 田辺広域域休日急患診療所
- ② 紀南病院
- ③ 田辺中央病院
- ④ 玉置病院

観光関連施設

- ⑤ 田辺市観光センター
- ⑥ 扇ヶ浜公園・田辺扇ヶ浜海水浴場

国・県機関等

- ⑦ 田辺税務署
- ⑧ 田辺公共職業安定所
- ⑨ 田辺年金事務所
- ⑩ 和歌山地方裁判所田辺支局
- ⑪ 田辺海上保安部
- ⑫ 田辺運転免許センター
- ⑬ 近畿地方整備局紀南河川国道事務所
- ⑭ 西牟婁総合庁舎
- ⑮ 和歌山地方裁判所田辺支部 (地方、家庭、簡易裁判所)
- ⑯ 和歌山地方検察庁田辺支部
- ⑰ 日本政策金融公庫 田辺支店
- ⑱ 田辺警察署
- ⑲ 田辺駅前交番
- ⑳ 明洋交番
- ㉑ 新万交番
- ㉒ 田辺郵便局
- ㉓ 田辺朝日ヶ丘郵便局
- ㉔ 田辺江川郵便局
- ㉕ 田辺駅前郵便局
- ㉖ 田辺神子浜郵便局
- ㉗ 田辺湊郵便局

8) 災害履歴

a 風水害

平成元年以来田辺市に大きな被害をもたらした災害は、台風による暴風雨と前線による集中豪雨が多く、浸水、自然斜面や人工斜面の土砂災害等が発生している。

【主な風水害履歴】

発生年月	事項	被害状況
平成元年 8 月	台風 17 号	道路冠水（旧本宮町）
平成元年 9 月	集中豪雨	道路冠水（旧本宮町）
平成 2 年 9 月	台風 19 号	道路冠水（旧田辺市） 床上浸水：141、床下浸水：34（旧本宮町）
平成 2 年 9 月	台風 20 号	道路冠水、山崩れ：2（旧田辺市） 床上浸水：1、床下浸水：3（旧本宮町）
平成 3 年 9 月	台風 18 号	道路冠水、床下浸水：3（旧本宮町）
平成 4 年 4 月	前線による豪雨	崖崩れ：1（旧田辺市）
平成 4 年 5 月	前線による豪雨	家屋半壊：1、家屋部分損壊：2、崖崩れ（旧田辺市）
平成 5 年 6 月	前線による豪雨	土砂崩れ：1（旧田辺市）
平成 6 年 6 月	集中豪雨	公共土木施設被害（旧中辺路町）
平成 6 年 9 月	台風 26 号	土砂崩れ：2（旧田辺市）
平成 7 年 7 月	梅雨前線による豪雨	道路損壊：41、水路損壊：4、池決壊：2 頭首工：1、山崩れ：1（旧田辺市）
平成 7 年 10 月	集中豪雨	床上浸水：1、床下浸水：59（旧田辺市）
平成 10 年 9 月	台風 7 号 及び集中豪雨	負傷者：7、家屋全壊：2、家屋半壊：24、家屋 部分損壊：246、道路損壊：12、河川損壊：2（旧 田辺市）
平成 21 年 7 月	集中豪雨	死者：1、軽傷者：1、家屋全壊：2、家屋一部破 損：7、床上浸水：45、床下浸水：133
平成 23 年 9 月	台風 12 号	死者：8、行方不明：1、家屋全壊：90、家屋半 壊：236、一部損壊：85、床上浸水：336、床 下浸水：292

（資料：田辺市都市計画マスタープランに加筆）

b 地震・津波災害

田辺市の地震災害履歴は、下表のとおりである。

【地震災害履歴年表】

発生年月日	被害地域	地震状況	主な被害状況
宝永 4 年 (1707) 10 月 4 日	本町、下片町、紺屋町、江川	宝永地震 M = 8.4	本町、下片町、紺屋町は津波のため過半流出、江川は残らず流出、死者 47 人
享保 12 年 (1727) 1 月 23 日	江川浦	-	火災による焼失 30 戸
嘉永 7 年 (1854) 11 月 5 日	下片町、本町、紺屋町、栄町、江川、古町、糸田、北新町、南新町、今福町、福路町	安政南海地震 M = 8.4	津波によって下片町、本町、紺屋町、栄町、江川、古町、糸田が浸水、火災によって北新町、南新町の一部、今福町、福路町、栄町を焼き尽くす。消失家屋 355 戸、倉庫 266 棟、寺院 3、死者 11 人
安政 3 年 (1856) 3 月 20 日	-	-	
安政 5 年 (1858) 7 月 16 日	-	-	強震有り、瓦落ち、壁が崩れる
明治 24 年 (1891) 10 月 28 日	-	震度 4 (M = 8.4)	石灯籠が倒れ土塀が崩れる
昭和 13 年 (1938) 1 月 12 日	-	田辺湾北西沖地震 震度 5 (M = 6.7)	
昭和 19 年 (1944) 12 月 7 日	-	東南海地震 震度 4 (M = 8.0)	田辺市の被害は、少なかった
昭和 21 年 (1946) 12 月 21 日	田辺市全域 (特に旧新庄村)	南海地震 (M = 8.0)	旧田辺市の被害は、被災者 4,359 人、死者 46 人、家屋流出 46 戸、家屋全半壊 164 戸、床上浸水 434 戸 旧新庄村の被害は、被災者 2,267 人、死者 23 人 (行方不明者 1 人を含む)、家屋流出 99 戸、家屋全半壊 338 戸、床上浸水 297 戸
昭和 25 年 (1950) 4 月 26 日	-	震度 3 (M = 6.7)	
昭和 35 年 (1960) 5 月 24 日	主として新庄村	チリ地震 (M = 9.5) 最高潮位 (文里港) 4.08m【災害救助法】	床上浸水 292 世帯、床下浸水 243 世帯、非住家 23 戸、田畑冠水 88ha、農道・堤防決壊 350m 木材流出 2 万石 (5,556 m ³)、木材散乱 3 万石 (8,333 m ³)
平成 7 年 (1995) 1 月 17 日	-	阪神・淡路大震災 (M = 7.3)	田辺市の被害は、少なかった

(資料：田辺市地域防災計画に加筆)

2. 庁舎等が抱える課題

(1) 建築物としての安全性

平成 18 年度及び平成 19 年度に実施した庁舎等の耐震診断結果は、下表のとおりである。

市庁舎は万が一の災害時における災害対策拠点であることから、Is 値（構造耐震指標）0.9 以上（用途係数 1.5）が求められる施設であるが、本庁舎は 1～4 階までは 0.6 以下となっており、震度 6 強程度の地震による倒壊又は崩壊の危険性がある。

また、市民総合センターについては、北棟は南北方向の 1～2 階に、南棟は東西方向に危険性を抱えている。

なお、上記の耐震診断結果では、両庁舎ともコンクリートや鉄筋等の構造部材について目立った変質、老朽化は進行していないとされている。

【庁舎等の耐震診断結果】

建物	軸方向	Is 値				
		5 階	4 階	3 階	2 階	1 階
本庁舎	東西方向	0.95	0.37	0.37	0.33	0.50
	南北方向	0.93	0.45	0.32	0.33	0.56
市民総合センター (北棟)	東西方向	-	0.94	0.75	0.61	0.51
	南北方向	-	0.84	0.63	0.49	0.32
市民総合センター (南棟)	東西方向	-	-	-	0.57	0.52
	南北方向	-	-	-	1.00	0.77

震度 6 強程度の地震による倒壊又は崩壊の危険性

- ・ 0.3～0.6 未満：危険性がある。
- ・ 0.3 以下：危険性が高い。

耐震改修に当たっては、目標 Is 値を定めて計画するものであるが、震度 6 強程度の地震による倒壊又は崩壊の危険性が少ないのは Is 値 0.6 以上であるが、公共建築物にはその用途に応じて用途係数が定められており、それに応じた Is 値とすることが求められる。

目標 Is 値について（和歌山県基準）

0.9（用途係数 1.5）：災害応急対策の指揮、情報伝達活動等をする施設・避難所指定施設
0.75（用途係数 1.25）：避難所指定外であって、多数の者が利用する施設
0.6（用途係数 1.0）：その他の施設及び庁舎

注）用途係数：公共建築物の中には、災害時に応急活動を支える施設、要援護者施設、不特定多数の利用がある施設、貴重な財産を収蔵している施設、特殊な危険性のある施設等があり、大地震が発生した場合であっても、本来の機能を維持しなければならない。そのため、これらの施設においては、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計時に用いる、施設の用途に応じて耐震性能を割り増すための係数のことである。

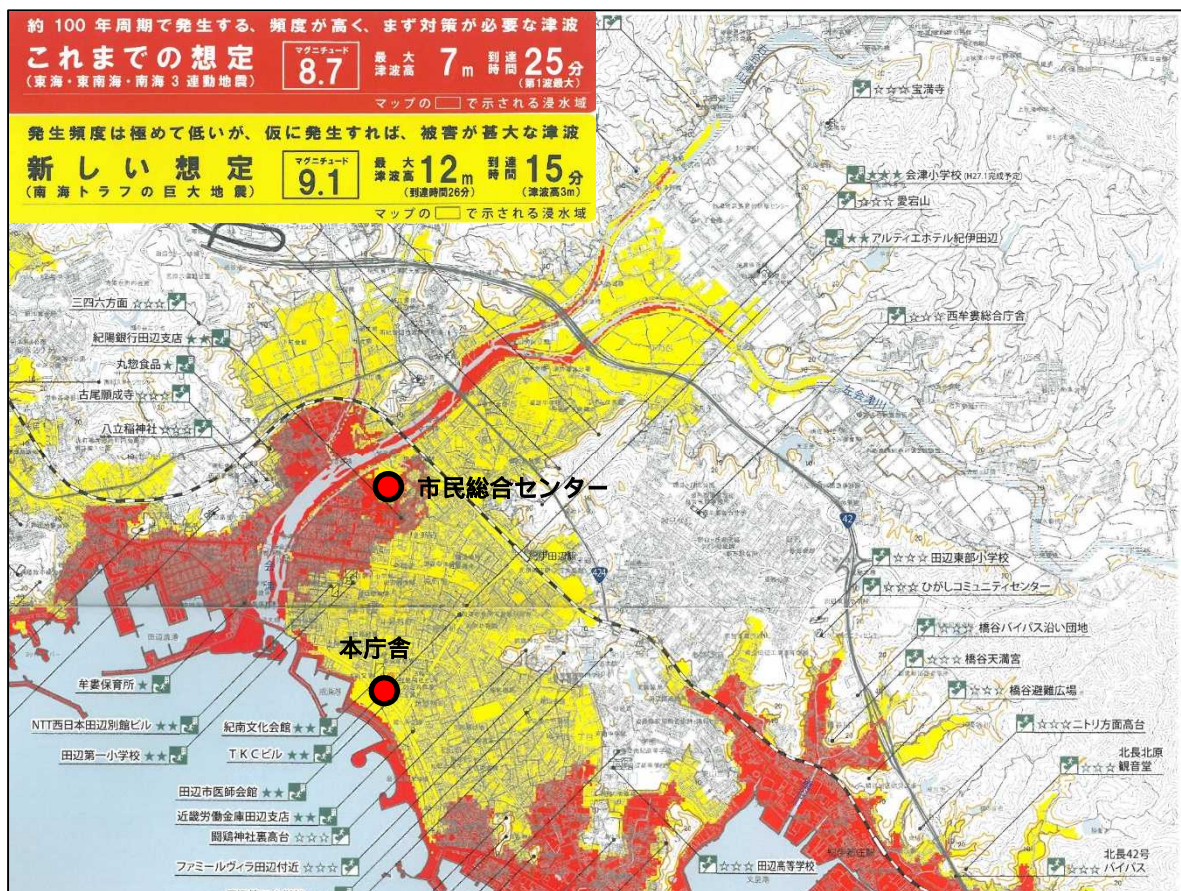
(2) 立地の安全性

津波被害

津波の浸水想定については、従来の「東海・東南海・南海3連動地震」による津波の浸水想定においては、本庁舎は想定浸水域外であったが、平成25年3月に県が発表した「南海トラフの巨大地震」による津波の想定においては、本庁舎、市民総合センターともに、3～5m程度の想定浸水域に含まれているほか、中心市街地が広く想定浸水域に含まれている。

また、津波の到達時間は、本庁舎、市民総合センターともに、20分～25分とされている。

【これまでの想定と新しい想定の浸水域比較図】

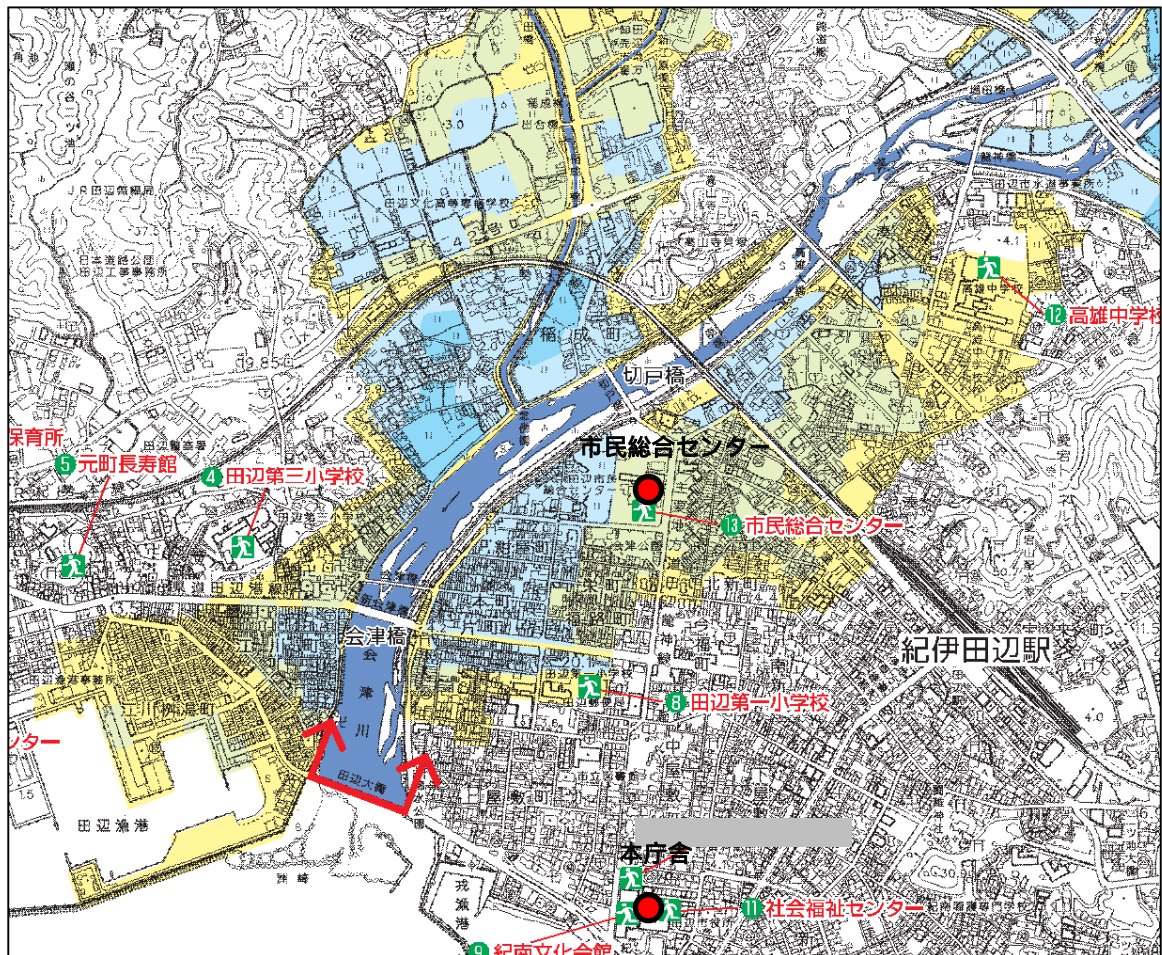


(出典：田辺市 津波ハザードマップ)

洪水被害

おおむね 50 年に 1 回程度の割合で起こる大雨による洪水により河川が氾濫した場合に想定される浸水状況を示した、「洪水ハザードマップ」によると、市民総合センターが 0.5 ～ 1.0m の想定浸水域内に含まれているが、本庁舎は浸水域には含まれていない。

【左会津川 想定浸水域図】



(出典：田辺市 洪水ハザードマップ(平成 18 年度発行))

注) 1 平成 27 年 5 月の水防法の改正により、洪水ハザードマップの想定が「50 年に一度の大雨」から「最大規模の降雨」に変更されている。

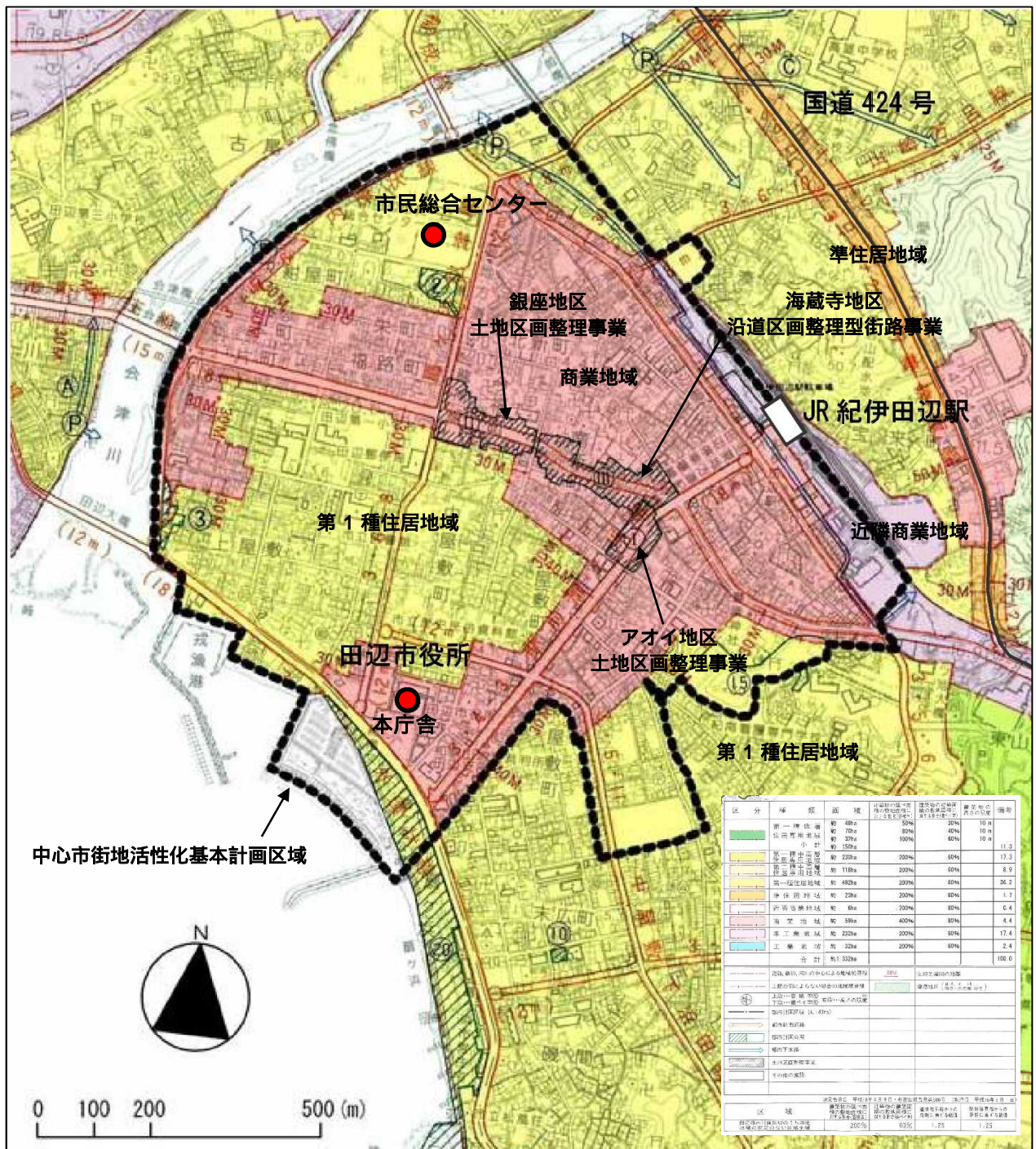
注) 2 想定最大規模降雨：上流の部分の流域における相当の時間(1 時間～72 時間)において生ずる降雨の量である。

(3) 立地環境

田辺市中心市街地活性化基本計画では、庁舎等は中心市街地活性化基本計画区域に含まれており、JR 紀伊田辺駅と市役所をつなぐ都市計画道路は田辺市のシンボルロードとして整備されているなど、庁舎等は本区域の中核的施設である。

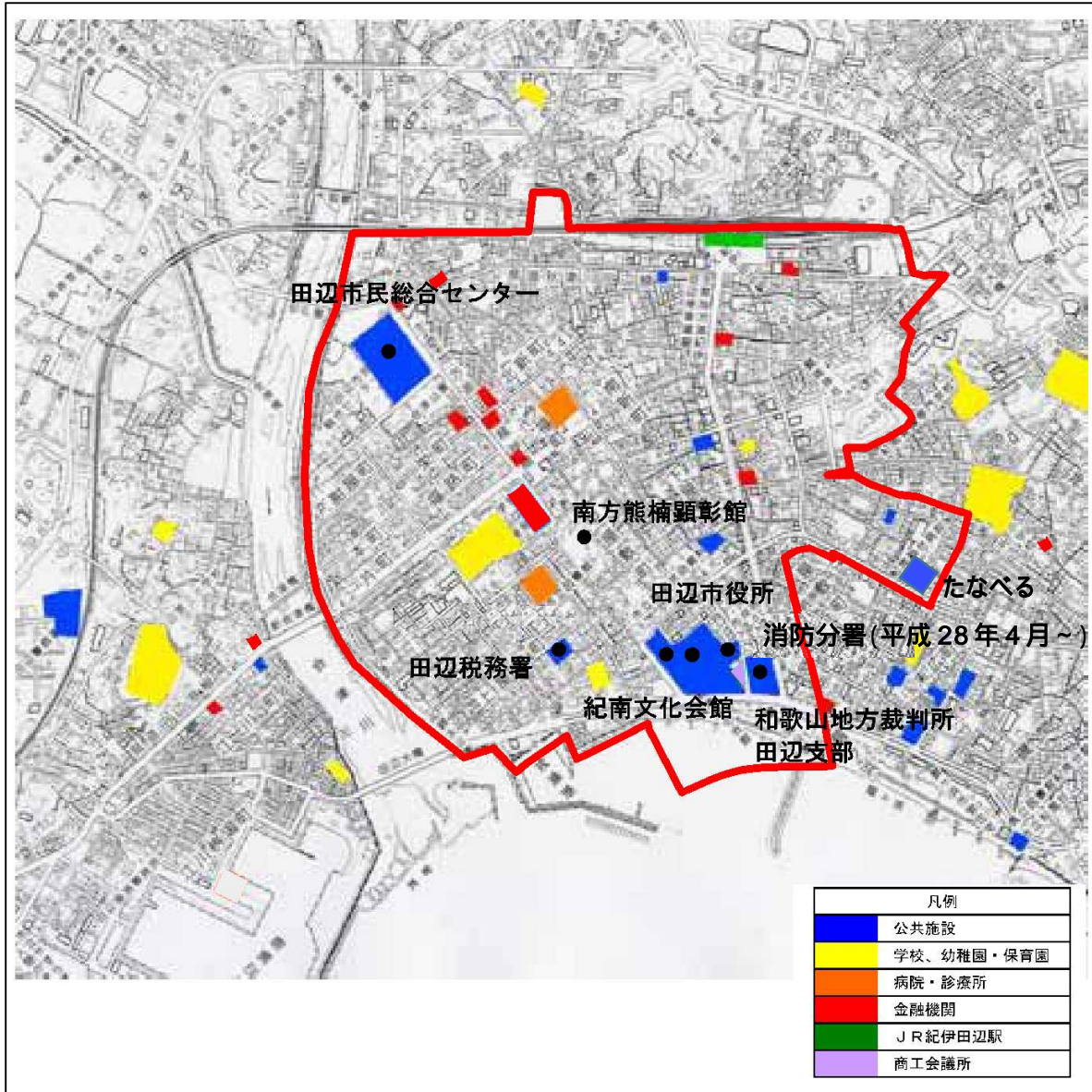
庁舎整備に当たっては、整備手法の検討をはじめ防災機能の向上や市民の利用利便性など多様な視点等から立地適地を検討するが、現在の庁舎等は田辺市の中心市街地を支える施設であることに鑑み、本区域外において新庁舎を整備する場合は、跡地利用についても十分検討する必要がある。

【都市計画 用途地域図】



(出典：田辺市中心市街地活性化基本計画)

【中心市街地の区域内における都市機能を有する施設】



(資料：田辺市中心市街地活性化基本計画に加筆・修正)

(4) 庁舎機能

本庁舎及び市民総合センターについては、竣工から既に 40 年以上が経過していることから、庁舎機能が現在の行政機能や社会的要求を十分に満たせない状況になっており、これらを継続利用することについては、次の課題が挙げられる。

庁舎の分散状況

市の主要な庁舎機能については、本庁舎と市民総合センターに大きく 2 分されており、両庁舎間は、車で 5 分程度、徒歩でも 15 分程度の距離があり、タクシー以外の公共交通手段もないことから、自前の交通手段を持たず、両庁舎を訪れる必要がある市民の利便性を欠いている。

また、行政効率や管理費用の面から見ても、分散していることによる損失は大きいものと考えられる。

【本庁舎】



田辺市議会
田辺市企画部、総務部、市民環境部、産業部、建設部、会計課、監査委員事務局等

【市民総合センター】



田辺市保健福祉部、教育委員会
保健センター、福祉センター、生涯学習センター、男女共同参画センター、市民活動センター、田辺周辺広域市町村圏組合運営の「休日急患診療所」

注) 上記以外にも、本庁舎周辺の庁舎別館、社会福祉センター及び教育研究所に建設部等の庁舎機能が配置されている。

執務スペース等の狭あい状況

業務の拡大等により、業務に使用する事務室や会議室に加え、物品や文書等の保管場所が手狭となっていており、行政局など遠隔地の施設に保管するなどの状況が生じ、効率的な行政事務の阻害要因となっている。

また、市民の窓口相談等の対応の際には、顔や声が廊下を通行する市民から分かるといったプライバシー保護対策なども限定的となっている。



狭い通路に沿った窓口



隔壁のある相談コーナーは少ない

駐車場の不足

本庁舎に隣接する紀南文化会館において平日昼間に大規模なイベントがある場合、市民総合センターにおいて健診や規模の大きい会議がある場合など、各庁舎の駐車場の満車状態が長時間続くことがあり、車で来庁する市民の利便性を損なっている。

また、周辺にも一時駐車場がないため、これらは、にわかには解消できない状態にあるといえる。



本庁舎前の駐車場（日常的には充足）



本庁舎前駐輪場

バリアフリーへの対応

和歌山県では、全ての人が安全かつ快適に公共的施設を利用できることを目指し、バリアフリーに関する整備基準とその整備基準を適合させる施設の範囲等を定めた「和歌山県福祉のまちづくり条例」を制定し、取組を進めてきた中、本市においても、この条例に基づき、これまでも市庁舎や公共施設のバリアフリー化に取り組んできたところである。

保健センターや福祉センター機能を内包する市民総合センターについては、平成7年の使用開始前の大規模改修において一定の対策が図られているが、本庁舎については、通路の幅や多目的トイレなど、必要な最低限度のレベルにあり、車椅子相互のすれ違いが可能な通路幅の確保や利用しやすいトイレ及び障害者専用駐車区画の利便性の向上など、多くの課題がある。



環境への配慮

本市においては、総合計画に位置付ける「環境にやさしいまちづくり」の取組の一環として「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定し、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷の低減に努めてきた。

庁舎においては、市民総合センターの設置当初から太陽光発電パネルを有しているが、初期費用が必要なハード的な対策よりも、照明の使用の適正化、クールビズやウォームビズ等のソフト的な対策が中心となっていることから、グリーン庁舎整備などより積極的な環境負荷低減対策が必要である。

【環境負荷低減対策（例）】

1) 太陽光発電

太陽電池モジュール（ソーラーパネル）を外壁面や屋上に設置し、そこで発電された電力を庁舎内の照明や空調等に利用する。

2) 雨水利用

屋上に雨水貯留槽を設置し、そこに溜まった雨水を屋外の樹木の散水用として使用する。

3) 照度センサー

自然光及びライトシェルフ（太陽光反射ひさし）により高照度が期待できる窓際照明器具については、昼光センサーに連動させて照度を調整し、節電を図る。

また、庁舎内のトイレは、赤外線センサーにより誰も使用していない時は消灯し、電力消費量を削減する。

4) 水蓄熱槽空調システム

安価な深夜電力を利用して、蓄熱槽に冷水・温水を蓄熱し、日中の空調に利用する。また、この蓄熱槽は、消火用としても利用できるようにする。



ソーラーパネル



建材一体型合わせガラス
太陽電池モジュール

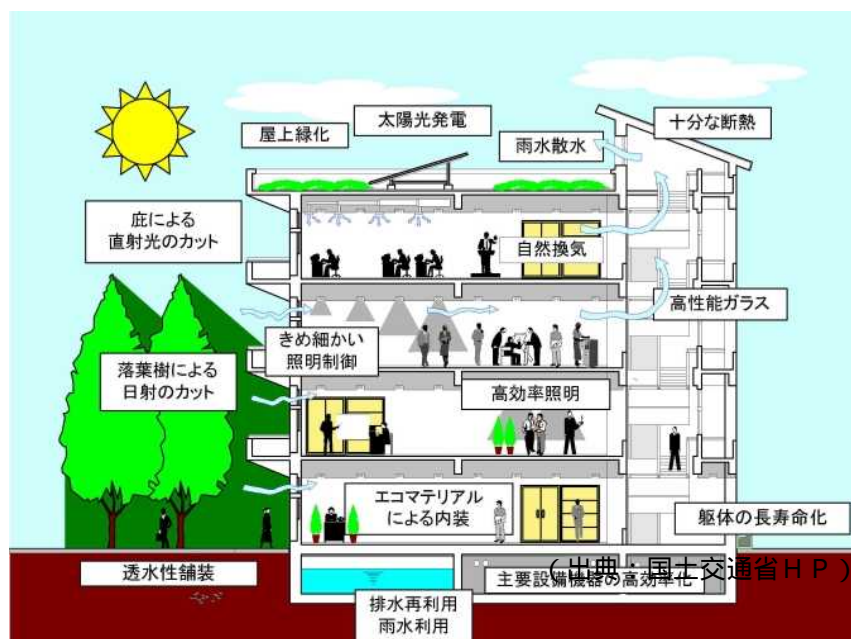


屋上雨水貯留槽

グリーン庁舎とは

建築物の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設として「グリーン庁舎」の整備を推進している。

【グリーン庁舎整備イメージ】



(5) 課題の整理

(1)～(4)で列挙した課題について以下のとおり整理する。

建築物としての安全性確保

平成18年度及び平成19年度に実施した庁舎等の耐震診断結果では、庁舎等の建物自体の耐震性能不足を指摘されており、想定されている大地震の時は庁舎も被害が想定されるため、災害時における市民の安全を確保するための災害対策機能を十分果たせない可能性が高い。

立地の安全性確保

現在の庁舎等は巨大地震時には約4.0m前後の浸水深が想定されているほか、市民総合センターでは50年に一度の大雨時には1.0m未満の洪水被害も予測されており、これらの災害に対してぜい弱な庁舎となっている。

立地環境（活性化の中核的機能）の継続

庁舎等の現在位置は、田辺市中心市街地活性化基本計画区域に含まれ、地域の活性化に寄与する中核的施設であることを考慮し、継続立地を検討するとともに、本区域外において新庁舎を整備する場合は、跡地利用についても市街地の活性化等に資するよう、検討する必要がある。

市民サービス機能の向上

1) 庁舎等の分散状況の解消

現在の庁舎等は、大きくは本庁舎と市民総合センターに分散しており、利用する市民や日常業務を行う職員にとっても非効率的なものとなっているため、庁舎機能の統合化が求められる。

2) 庁舎の狭あい化への対応

ア) セキュリティ機能の向上

近年の行政には多様な個人情報が集まるようになっており、個人情報保護や行政文書管理及び防犯上の観点から、高いセキュリティ機能を有した庁舎とすることが必要になっているため、庁舎等の狭あい状況を改善し、新しい設備・システムの導入を図ることなどが求められている。

イ) 利用者のプライバシー確保

現在の市民の相談対応については、オープンな状態のカウンターで受付・相談を行っているため、相談者のプライバシーが十分確保できていない状態であり、プライバシーに配慮した機能が求められる。

3) 駐車場不足

紀南文化会館での平日昼間に大規模なイベントがある場合や、市民総合センターにおいて健診や規模の大きい会議がある場合、各庁舎の駐車場では満車状態が長時間続くこ

とがあり、車で来庁する市民の利便性の確保が不十分となっている。

4) バリアフリーへの対応

本市の「人口ビジョン」では、平成 22 年から 30 年で、人口は約 8 万人（平成 22 年国勢調査結果）から約 6 万 2 千人（平成 52 年推計値）まで減少する一方、高齢化率は 28%（平成 22 年国勢調査結果）から 37%（平成 52 年推計値）にまで増加すると推計されている。

今後は、3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が進展することが予測される中、トイレや通路等のバリアフリーなど最小限の改修は行っているものの、高齢者や障害者の方が利用しやすい庁舎とはなっていないため、ユニバーサルデザインの視点に基づき、全ての人が利用しやすい庁舎整備を図る必要がある。

5) 環境への配慮

地球温暖化による気候変動などを踏まえ、エネルギーコストの低減や省エネルギーの実現など環境への負荷を低減することが求められる中、新たな設備対応を考慮することが必要である。

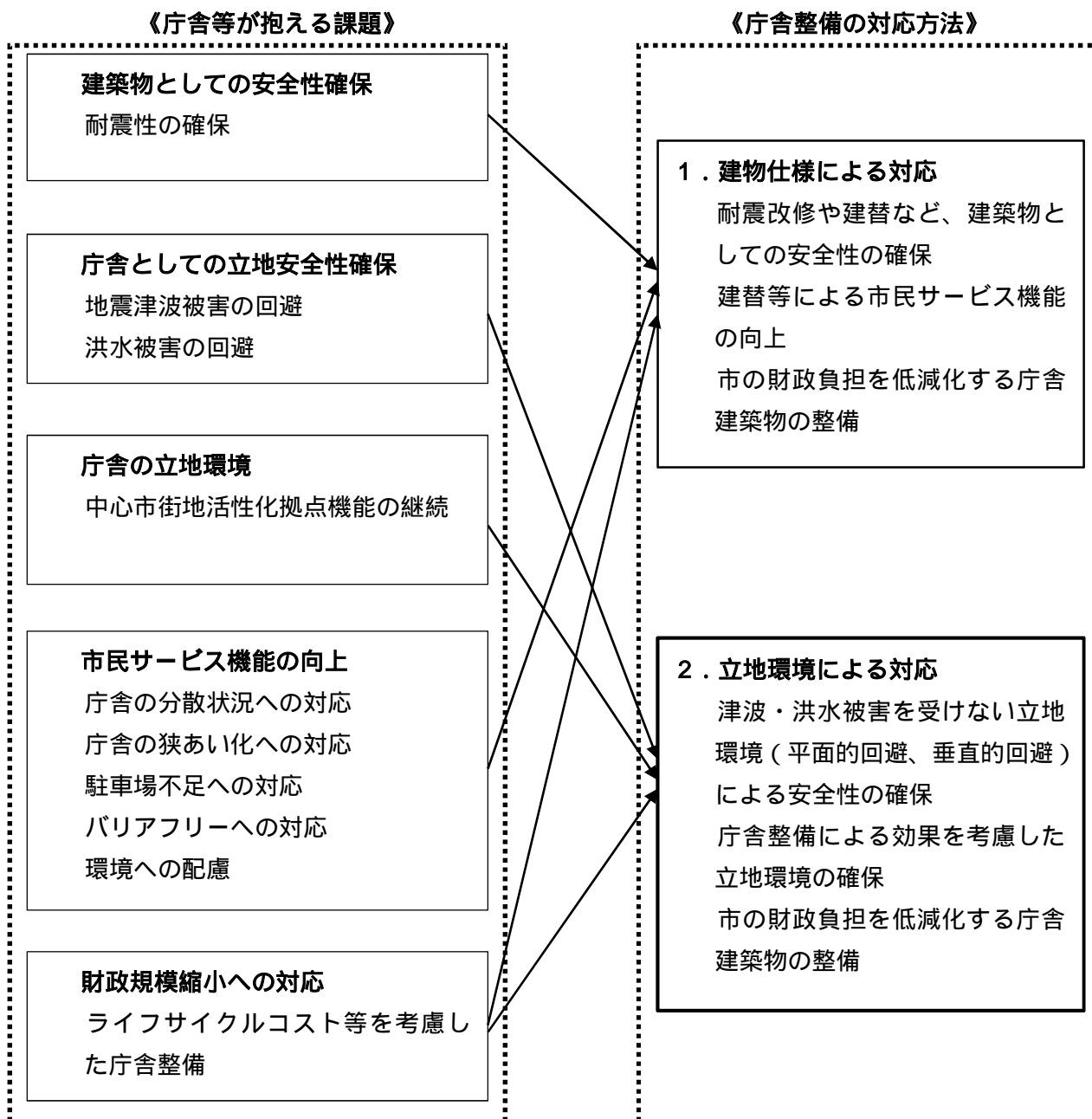
財政規模縮小への対応

少子高齢社会の到来と合わせて生産年齢人口が減少することも推計されており、将来的な税収減によって市民サービスの低下を招くことが推測されることから、庁舎等の公共建築物は施設の長寿命化を推進するなどライフサイクルコスト等も考慮することが必要である。

3. 庁舎等の整備の基本的な考え方

(1) 整備の対応方法の整理

前項で整理した課題には、下表に示すように、庁舎の建物自体を改善することで解決する事項と、庁舎が立地する環境を改善することで解決すべき事項があることから、この2つの対応を基本として、庁舎整備の方向性を検討するものとする。



なお、この後の検討においては、庁舎等の整備手法を複数案検討することとなるが、いずれの案においても「1. 建物仕様による対応」は、ある一定水準を確保することにより有意な差は生じないものとする。

一方、「2. 立地環境による対応」については各種の案が存在するため、立地コンセプトを設定しつつ、各案を比較評価するものとする。

(2) 市庁舎の立地コンセプト

市庁舎は、行政機能の拠点であるとともに、災害時には災害対策拠点として市民の安全を確保する重要な機能を有すべき施設である。

また、市庁舎には市民や市外からの来訪客が多く集まり、様々な情報が集まる中核施設であることから、市のまちづくりに大きく寄与することが求められる施設でもある。

これらのことを踏まえ、市庁舎の適切な立地のコンセプトを次のとおり設定する。

市庁舎の立地コンセプト

市民の安全・安心を支える拠点

- ・万が一の大災害時には、市庁舎は災害対策の拠点となることから、市庁舎及びその周辺が災害に対して安全であること。

市民が利用しやすい行政拠点

- ・市域の全てのエリアから、自家用車、公共交通、自転車や徒歩により市民が市庁舎を利用しやすい位置であること。また、市民に対してより利用利便性を高めるために公共施設ネットワークが形成されていること。

市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点

- ・市庁舎は、来客誘発効果などの波及効果が高いため、市の発展・活性化への寄与を高めるとともに、観光客誘発効果が高い拠点施設となること。

市民の安全・安心を支える拠点

1) 津波・洪水被害からの安全性確保

市民に対する安全・安心を支える拠点として、地震、津波、浸水被害や洪水被害に対する安全性の確保について検討する。

2) 建物耐震性能の確保

市民に対する安全・安心を支える拠点として、耐震性能の確保について検討する。

3) 庁舎周辺の防災機能の確保

庁舎周辺において、災害救助活動の阻害要因となる建物等の崩壊による道路の閉塞などの事態が起こらないような立地位置を検討する。

市民が利用しやすい行政拠点

1) 公共交通の利便性の確保

本市は合併により和歌山県で最も面積が広い自治体となったため、市域の全てのエリアから、自家用車、公共交通、自転車や徒歩により市民が市庁舎を利用しやすい位置を検討する。

2) 新たな公共交通ネットワーク等の形成推進

市民に対してより利用利便性を高めるために従前の公共交通ネットワークを踏まえた新たな公共交通ネットワークの形成を検討する。

市の発展・活性化・まちづくりを支援する拠点

市庁舎は、来客誘発効果などの波及効果が見込める施設であり、周辺に対する波及効果による市の発展や活性化を支援する位置を検討する。

また、将来的に少子高齢化・人口減少社会の到来による税収減が予測されることから、庁舎の整備に係る財政負担軽減の視点からも検討する。

なお、公共交通ネットワーク形成の検討など、本市以外の所管部局・民間事業者との協議を必要とするものについては、改めて詳細な検討を行うことも考慮する。

4. 庁舎整備手法の検討

(1) 整備手法

市民の安全性確保や庁舎機能の更新という課題に対応する整備については、次の手法が考えられる。

整備の方向	整備手法
1. 庁舎機能の更新	<p>耐震改修 建築物としての安全性を確保するため、現庁舎等の耐震改修を行う。 庁舎等の建物特性に応じた耐震改修手法を検討する。</p> <p>現地建替 本庁舎、市民総合センターのどちらかに移転集約した建替を行い、庁舎の分散状況の解消と併せて庁舎機能の更新を行う。 現地建替で仮移転が発生することから、仮移転規模や期間が最小となる方法を検討する。</p>
2. 庁舎の立地位置の検討	<p>移転新築 庁舎としての立地安全性を確保するために、津波・洪水被害を受けない場所に移転する。 新築であることから庁舎機能の更新も行う。 移転新築用地は複数の候補地から必要最小限の規模を確保するものとする。</p>

(2) 庁舎整備案

庁舎整備については、次の3つの案について検討する。

【庁舎整備検討案】

A案 耐震改修：耐震改修をして、庁舎等を使用するもので、工法によって次の3種類を検討する。

A - 1案：耐震補強案

A - 2案：基礎免震工法案

A - 3案：柱頭免震工法案

B案 現地建替：庁舎等の両方の機能を持つ建物を、いずれかの敷地に新築するもの

C案 移転新築：庁舎等の両方の機能を持つ建物を、別の移転候補地に新築するもの

・複数の候補地を抽出の上、評価指標を設定し、その評価に基づいて候補地を選定する。

留意点1．耐震改修における浸水対策工事

「A案：耐震改修」については、庁舎等がM9.1規模の地震で約3.9（本庁舎）～4.2m（市民総合センター）の浸水が想定されていることから、電話交換機や受電設備など浸水に弱い設備機器等は屋上又は中間階に設置するなどの対策を併せて行うものとする。

留意点2．耐震改修工事における建築物の長寿命化

「B案：現地建替」や「C案：移転新築」については庁舎の新築に伴い、建築物や設備の長寿命化を図るものとするが、「A案：耐震改修」においては天井材などの非構造部材の耐震改修などによる長寿命化を図るとともに、建築物は適切な維持管理を行うことで長く使っていくことができる社会資本であることを考慮し、改修工事は物理的劣化と社会的劣化を回復し、建築物の寿命を延ばすことにつなげていくものとする。

また、耐震改修工事には、屋上防水工事の改修など建物の長寿命化を含むものとする。（建物の耐震改修工事には、工事の特性から内外装の改修工事が標準として含まれる。）

留意点3．補助事業等の活用

市庁舎の整備については財政負担軽減の視点から補助事業等の活用を検討する。

合併特例債については、期限が平成32年度末まで、5年間延長されたところである。

本市の単独経費率を見た場合、合併特例債よりも有利となる、緊急防災・減災事業債についても検討する。